

悦目抄とその前後

—字形の誤認識と用字意識の誤類推修正—

斎藤達哉*

1. はじめに

本稿は、歌書・悦目抄の中に見える「位置による仮名の使い分け」に関する記述について論じるものである。

悦目抄の「位置による仮名の使い分け」の記述は、作られた規範意識であって、使用実態を示すものではない。また、そこに示される規範意識は、悦目抄の伝本間でも揺れていることがあり、現段階ではどの本が善本であるのかも詳らかではない。

本稿では、悦目抄とその前後の書（和歌三重之大事、和歌大綱）とを比較することによって、「位置による仮名の使い分け」に関連して、（1）本来の記述はどのようなものだったか、（2）記述がどのように変化したのか、（3）記述の変化の原因は何であったか、を調査・報告する。

2. 『悦目抄』と「位置による仮名の使い分け」

悦目抄は、日本語表記史における「位置による仮名の使い分け」の意識を記す資料としてよく知られている。遠藤（2008）は、悦目抄の「位置による仮名の使い分け」の影響について次のように述べる。

*専修大学文学部教授

二條流の悦目抄という権威を窓口として、仮名づかいと仮名文字づかいはセットとなって後世に大きな影響力を及ぼすようになったのである（292ページ）

しかし、悦目抄の記述内容そのものは、信頼性において問題を抱えている。佐佐木広綱・信綱（1891）『日本歌学全書』第12編は、「位置による仮名の使い分け」について、その頭注で「このかなの説いと物とほしかくかたくなにはいふべからず」（4ページ）として、実態とはかけ離れている部分があることを指摘している。

また、宇野（1986）は、「異体がなの使い分け」に関する記述は「言語生活おける規範意識のあらわれ」（384ページ）であると捉える。

今野（2001）は、「いかなる表記システムが存在するかという観察と、それがあつた時代にかに理解されてた（いなかつた）かということと、その表記システムがどのように機能してたかということ、は各々別々に捉える必要がある」（290ページ）と述べる。

概して、近年では、「位置による仮名の使い分け」の実態の方の研究が進んできた結果、『悦目抄』の文字遣いに関する意識記述は実態とは異なるとして、あまり注目されなくなつた感がある。¹⁾

3. 位置による仮名の使い分け意識の記述

佐佐木（1942）は、悦目抄の諸本を項目内容の構成に基づいて、完本（広本・略本）、脱簡本、抄出本に細分する。完本（広本・略本）にだけに見られる「大かたかきたがへてあしかるべきかなの事」が「位置による仮名の使い分け」に相当する項目である。「大かたかきたがへてあしかるべきかなの事」は、正保2年刊本によると次のようになる（丸囲み数字と一記号は、私に付した）。

- ① 上にかゝざる「こ」 — 下にかゝざる「古」
又上下を嫌はず書ことも有 上下をわかざかくべき「に」「尔」
- ② 下にかゝざる「ほ a」 — 上下をわかざ書べき「ほ b」
- ③ 上にかゝざる「遍」 — 上下をわかざ書べき「へ」
- ④ 上にかゝざる「と a」 — 上下をわかざ書べき「と b」
- ⑤ 下にかゝざる「か」 — 上下をわかざかくべき「も」
- ⑥ 下にかゝざる「た」 — 上下をわかざ書べき「堂」「多」
- ⑦ 下にかゝざる「所」 — 上下をわかざ書べき「そ」
- ⑧ 下にかゝざる「つ」 — 上下をわかざる「徒」「川」
- ⑨ 下にかゝざる「な a」 — 上下をわかざ書べき「な b」「那」
- ⑩ 上にかゝざる「与」 — 下にかゝざる「む」
- ⑪ 上にかく「け」 — 上下をわかぬ「遣」「个」
- ⑫ 下にかゝざる「布」 — 上下をわかぬ「ふ」
- ⑬ 上にかゝざる「く」 — 上下をわかぬ「て」
- ⑭ 下にかゝざる「阿」 — 上下をわかぬ「あ」
- ⑮ 下にかゝぬ「佐」 — 上下をわかぬ「さ」
- ⑯ 上にかゝぬ「見」 — 下にかゝぬ「み」
- ⑰ — 上下をわかぬ「新」「し」
- ⑱ 上にかゝざる「毛」 — 上下をわかぬ「も」

この中には、次のような不可解な点が見られる。

- ・イロハ順でないところがある (①はコの仮名から始まっている)
- ・別音の仮名が対になっている
(⑤ではカとモが対, ⑩ではヨとムが対, ⑬ではクとテが対)
- ・対になる字体がないところがある
(⑰では「新」「し」の対になる字体がない)

さらに、「大かたかきたがへてあしかるべきかなの事」の記述は、悦目

抄の伝本間でも異同が見られる。悦目抄は、「位置による仮名の使い分け」を伝える過程で何らかの誤りを取り込みながら伝わっているとしか考えられない。

4. 悦目抄の関係書—『和歌大綱』と『和歌三重之大事』—

『悦目抄』には影響関係にあると考えられている類書が見られる。佐佐木(1942)では、《『和歌大綱』を原拠として『悦目抄』が生じ、『悦目抄』の敷衍せられたものが『和歌無底抄』》であるという成立関係を想定した(28ページ)。一方、遠藤(2002)は、

『和歌大綱』は大きなものを要約したものであって、『悦目抄』などに発展する原形であるとは考えられない。(281ページ)

としている。三輪(1990a・b)は、悦目抄と類書の間を整理した研究として注目される。三輪(1990b)では、「『悦目抄』は『三重』にその基本部分を拠り、『大綱』の説を僅かに参照し...」, 「『三重』から『悦目抄』へと、単純に変化してはいないのである」と述べる。

本稿では、遠藤(2002)、三輪(1990)を踏まえ、《和歌三重之大事を原拠として悦目抄が成り、悦目抄を要約したものが和歌大綱である》という立場をとって、諸本の「位置による仮名の使い分け」の記述を観察する。

5. 調査対象とした資料

調査対象にした資料は、大きく「Ⅰ. 和歌三重之大事」, 「Ⅱ. 悦目抄」, 「Ⅲ. 和歌大綱」の3種である。各資料における、字体と文字の使用位置については、本稿末に「位置による仮名の使い分け対照表」として一覧した。

Ⅰ. 和歌三重之大事

国文学研究資料館「所蔵和古書・マイクロ／デジタル目録データベース」を利用し、統一書名が「和歌三重之大事」となっている書から抽出した。

(No.) (資料名, 刊・写, 所蔵 [函架番号], 刊写年)

- [1] 『和歌口伝和歌三重大事』, 写本, 書陵部 [鷹335]
- [2] 『和歌三重大事』, 写本, 八戸図 [南15-340], 延宝2 (1674)
- [3] 『和歌之三重之大事』写本, 国文研 [久松11-47], 嘉永7 (1854)

II. 悦目抄

国文学研究資料館「所蔵和古書・マイクロ／デジタル目録データベース」を利用し、統一書名が「悦目抄」となっている書から抽出した。

(No.) (資料名, 刊・写, 所蔵 [函架番号], 刊写年)

- [4] 『悦目抄』, 刊本, 架蔵本, 正保2 (1645)
- [5] 『悦目抄』, 写本, 金刀比羅図書館 [1274], 元文6 (1741)
- [6] 『俊基和歌之事』, 写本, 書陵部 [266.419]
- [7] 『悦目抄』, 写本, 書陵部 [150.734], 天正11 (1583)
- [8] 『悦目抄』, 写本, 京大平松文庫 [7/エ/25]
- [9] 『悦目抄』, 写本, 九州大細川 [543-エ-7]
- [10] 『上秘抄』, 写本, 多和文庫 [4.1], 永正13 (1516)
- [11] 『悦目抄』, 写本, 内閣文庫 [特102-1]
- [12] 『悦目抄』, 写本, 名古屋大 [911.104E]
- [13] 『更科之記』, 刊本, 麗澤大学 [911.101.S69], 寛文6 (1666)
- [14] 『悦目抄』, 写本, 陽明文庫 [近243.32]
- [15] 『悦目抄』, 写本, 書陵部 [501.443], 享保13 (1728)
- [16] 『悦目抄』, 写本, 内閣文庫 [201-591]
- [17] 『悦目抄』, 写本, 東京大図書館 [11.2-4]
- [18] 『悦目抄』, 写本, 蓬左文庫 [1.84]
- [19] 『悦目抄』, 写本, 蓬左文庫 [107.7]
- [20] 『和歌秘密抄』, 写本, 東京大図書館 [11.2-5]

- [21] 『悦目抄』, 写本, 書陵部 [509.64]
 [22] 『悦目抄』, 写本, 陽明文庫 [142.56]
 [23] 『悦目抄』, 写本, 内閣文庫 [201-747]
 [24] 『更科記』, 写本, 書陵部 [鷹744]
 [25] 『更科記』, 写本, 早大伊地知 [文庫20-286]
 [26] 『和歌俊秘抄』, 写本, 書陵部 [266.321]
 [27] 『上眇抄』, 写本, 陽明文庫 [近243.31]
 [28] 『更科之記』, 写本, 書陵部 [413.529]

Ⅲ. 和歌大綱

国文学研究資料館「所蔵和古書・マイクロ／デジタル目録データベース」を利用し, 統一書名が「大綱初心抄」となっているから抽出した。

(No.) (資料名, 刊・写, 所蔵 [函架番号], 刊写年)

- [29] 『大綱初心』, 写本, 篠山市青山 [327]
 [30] 『和歌大綱上眇抄』, 写本, 書陵部 [鷹136], 嘉永6 (1853)

6. 「位置による仮名の使い分け」の記述の変化 (概観)

以下では, 調査対象にした資料での「位置による仮名の使い分け」の記述の変化について, 「Ⅰ. 和歌三重之大事」, 「Ⅱ. 悦目抄」, 「Ⅲ. 和歌大綱」の順に概観を述べる。なお, ④トの仮名, ⑰シの仮名の項では, 悦目抄の後継書 (宇野 (1986)²⁾ で, 挙げられた『和字大観鈔』『一步』『新撰仮名文字遣』) での記述についても言及する。

① ニの仮名

和歌三重之大事では, 記述に揺れが見られる。[2][3]に依るならば, 「尔一に」を対立させ, 「尔」を非語頭仮名, 「に」を位置汎用仮名とする。本来, 《上に書かない「尔」—上下を分けず書く「に」》という趣旨であったと考えられる。悦目抄では, 和歌三重之大事とは大きく異なり, 「尔一

に」の対立ではなく、「二—尔・に」の対立となっている。さらに、字形の類似によって「二」→「こ」という別音の仮名への誤認識³⁾が生じたと考えられる。悦目抄の多くの伝本に見られる「こ—古」の対立は、誤認識によって生じた「こ」と対立する同音仮名が必要になるという規範意識によって、誤類推されて修正されたと考えられる。和歌大綱では、二の仮名の位置による使い分けを示す記述になっていない。[30]は、字形の類似によって「尔」→「丹」という同音の仮名への誤認識が生じたと考えられる。なお、和歌三重之大事[3]、悦目抄[28]では、字形の類似によって「尔」→「耳」という同音の仮名への誤認識が見られる。ここでは、「耳」が「尔」の傍記を伴って現れている。

② ホの仮名

和歌三重之大事では、[1][2][3]ともに、「本—ほ」を対立させ、「本」を語頭仮名、「ほ」を位置汎用仮名とする。《下に書かない「本」—上下を分けず書く「ほ」》という趣旨で一致している。悦目抄では、「本—ほ」の対立とする伝本のほかに、「ほ a—ほ b」という同字母異体の対立とする伝本がある([4][5][6][13][14][15][23][24][28])。ここでは、「ほ a」を語頭仮名、「ほ b」を位置汎用仮名としている。なお、[27]では、字形の類似によって「本」→「を」という別音の仮名への誤認識が生じたと考えられる。また、[23]では「越」が生じている。「越」は、字形の類似による誤認識ではなく、ハ行転呼(/ホ/>/ヲ/)に関する経験的知識の介在が関与していると考えられる。和歌大綱では、悦目抄と同様に、「ほ a—ほ b」の対立となっている。

③ への仮名

和歌三重之大事では、「遍—へ」の対立または「邊—へ」の対立となっているが、記述に揺れが見られる。[1]は「へ」を非語頭仮名、「遍」を位置汎用仮名とする。一方、[2]は「邊」を非語頭仮名、「へ」を位置汎用仮名とし、[3]は「遍」を非語頭仮名とし、「へ」を位置汎用仮名とす

る。本来、《上に書かない「へ」—上下を分けず書く「遍」または「邊」》であったのか《上に書かない「遍」または「邊」—上下を分けず書く「へ」》であったのかは詳らかでない。なお、「遍」と「邊」とは、字形の類似が見られるため、和歌三重之大事の記述はすでに誤認識が生じて混乱している状態と考えられる。悦目抄の多くの伝本と和歌大綱とでは、和歌三重之大事〔3〕と同様に、「遍—へ」を対立させ、「へ」を非語頭仮名、「遍」を位置汎用仮名とする。

④ トの仮名

和歌三重之大事では、「登—と」を対立させているが、記述に揺れがある。〔1〕は「登」を位置汎用仮名、「と」を語頭仮名とする。一方、〔2〕〔3〕は「登」を語頭仮名、「と」を位置汎用仮名とし、〔1〕とは記述が逆転している。本来、《上下を分けず書く「登」—下に書かない「と」》であったのか《下に書かない「登」—上下を分けず書く「と」》であったのかは詳らかでない。悦目抄では、和歌三重之大事とは大きく異なり、同字母異体の「と a—と b」を対立させる伝本が多い。「と a」を非語頭仮名、「と b」を位置汎用仮名とする場合と、「と a」を位置汎用仮名、「と b」を非語頭仮名とする場合とがあり、記述は正反対になっている。和歌大綱では、〔29〕の伝本で、悦目抄の一部の伝本と同様に、「と a—と b」を対立させ、「と a」を非語頭仮名、「と b」を位置汎用仮名とする。〔30〕は、合字「こと—こ」を対立させているが、ホの仮名の位置による使い分けを示す記述にはなっていない。字形の類似によって「と a—と b」→「こと—こ」の対立という誤認識が生じたと考えられる。

なお、後継書の一步では、字形の類似によって「と a—と b」→「く a—く b」という別音の仮名の対立に誤認識されている。「と a」か「と b」かのどちらかが「く」と誤認識されたことで、それと対立する同音仮名が必要になるという規範意識によって、誤類推されて修正されたと考えられる。「く a—く b」の対立への誤認識は、さらに、〔34〕において「く a」→「具」

への誤認識を呼んでいる。

⑤ カの仮名

和歌三重之大事では、記述に揺れが見られる。[1] は、同字母異体の「可 b—可 a」を対立させ、「可 b」を語頭仮名、「可 a」を位置汎用仮名とする。[2] [3] では、「か—可」を対立させ、「か」を語頭仮名、「可」を位置汎用仮名とされる。本来、《下に書かない「可 b」—上下を分けない「可 a」》であったのか《下に書かない「か」—上下を分けず書く「可」》であったのかは詳らかでない。悦目抄の [19] [24] [25] [27] は、和歌三重之大事と同様に、「か—可」を対立させている。それ以外の悦目抄では「か—も」の対立または「か—よ」の対立とする伝本が多い。これは、字形の類似によって「可」→「も」または「可」→「よ」という別音の仮名への誤認識が生じたと考えられる。また、[27] では、カとは別音の仮名の「与—よ」への誤認識が生じている。「与—よ」という同字母異体の対立は、誤認識された「よ」に対立する同音仮名が必要になるという規範意識によって、誤類推されて修正されたと考えられる。和歌大綱では、悦目抄の一部の伝本と同様に、「か—も」を対立させる。

⑥ タの仮名

和歌三重之大事の [1] [2] は、「た—堂・多 b」を対立させ、「た」を語頭仮名、「堂」「多 b」を位置汎用仮名とする。[3] は、[1] [2] から「多 b」を除いた「た—堂」の対立としている。本来、《下に書かない「た」—上下を分けず書く「堂」「多 b」》であったのか《下に書かない「た」—上下を分けず書く「堂」》であったのかは詳らかではない。悦目抄と和歌大綱 [29] は、和歌三重之大事 [1] [2] と同様に、「た—堂・多 b」（または「多 a」）を対立させる。和歌大綱では、[30] の伝本で、同字母異体の「た—多 a・多 b」を対立させ、「た」を語頭仮名、「多 a」「多 b」を位置汎用仮名とする。

⑦ ソの仮名

和歌三重之大事では、「所—そ a・そ b」を対立させ、「所」を語頭仮名、「そ a」「そ b」を位置汎用仮名とする。〔1〕では「ソ」も掲げられ語頭仮名とされる。本来、《下に書かない「所」—上下を分けず書く「そ a」「そ b」》という趣旨であったと考えられる。

悦目抄の多くの伝本と和歌大綱とでは、和歌三重之大事から「そ a」を除いた「所—そ b」の対立としている。悦目抄〔8〕〔9〕は、「所—そ a・そ b」の対立とし、「所」を語頭仮名、「そ a」「そ b」を位置汎用仮名とする。悦目抄〔11〕〔18〕は、同字母異体の「そ a—そ b」を対立させ〔11〕では「そ a」を非語頭仮名、「そ b」を位置汎用仮名とするのに対して、〔18〕では「そ a」を語頭仮名、「そ b」を位置汎用仮名とする。

⑧ ツの仮名

和歌三重之大事では、「つ—徒・川」を対立させ、「つ」を語頭仮名、「徒」「川」を位置汎用仮名とする。本来は、《下に書かない「つ」—上下を分けず書く「徒」「川」》という趣旨であったと考えられる⁴⁾。悦目抄と和歌大綱とでは、和歌三重之大事と同様に、「つ—徒・川」を対立させる。

⑨ ナの仮名

和歌三重之大事では、記述に揺れが見られる。〔1〕〔3〕は、「な a—な b・那」を対立させ、「な a」を語頭仮名、「な b」「那」を位置汎用仮名とする。同字母異体の「な a」「な b」が位置によって使い分けられるという記述になっている。〔2〕は、「な a」を語頭仮名にも位置汎用仮名にもしていて疑問が残る。本来、《下に書かない「な a」—上下を分けず書く「な b」「那」》という趣旨であったと考えられる。悦目抄と和歌大綱とでは、和歌三重之大事と同様に、「な a—な b・那」を対立させている。

⑩ ムの仮名

和歌三重之大事では、「む—ん」を対立させ、「む」を語頭仮名、「ん」を非語頭仮名とする。本来、《下に書かない「む」—上に書かない「ん」》という趣旨であったと考えられる。悦目抄では、多くの伝本で和歌三重之大

事と同様に、「む—ん」を対立させる。[4][5][6][13][14][15][24][28]は、「む—与」の対立または「む—者」の対立とする。これは、字形の類似によって「ん」→「与」または「ん」→「者」という別音の仮名への誤認識が生じた結果と考えられる。[26]は、「む—無」を対立させる。これは、誤認識によって生じた「む—与」の対立または「む—者」の対立に矛盾を感じ、「む」と対立する同音仮名として、別のムの仮名が必要になるという規範意識によって、誤類推されて修正されたと考えられる。その際、字形の類似によって「与」→「無」または「者」→「無」という誤認識が生じたと考えられる。和歌大綱では、悦目抄での誤認識と同様に、「む—与」の対立として記述される。

⑪ ケの仮名

和歌三重之大事では、記述に揺れが見られる。[1][2]は、「け・个—遣」を対立させ、「け」「个」を語頭仮名、「遣」を位置汎用仮名とする。[3]は、「个」だけを示していて疑問が残る。本来、《上を書く「け」、下にかかない「个」—上下を分けず書く「遣』》という趣旨であったと考えられる。悦目抄の多くの写本と、和歌大綱とでは、和歌三重之大事と異なり、「け—个・遣」を対立させている。「个」は和歌三重之大事では語頭仮名であったが、悦目抄では位置汎用仮名となっている。

⑫ フの仮名

和歌三重之大事では、「布—ふ」を対立させ、「布」を語頭仮名、「ふ」を位置汎用仮名とする。本来、《下にかかない「布」—上下を分けず書く「ふ』》という趣旨であったと考えられる。悦目抄と和歌大綱とでは、和歌三重之大事と同様に、「布—ふ」を対立させている。ただし、悦目抄[34]では、「布—婦」の対立としている。

* コの仮名

和歌三重之大事では、「⑫フの仮名」と「⑬のテの仮名」との間に、コの仮名についての記述が見られる。和歌三重之大事は、「古—こ」を対立

させ、「古」を語頭仮名、「こ」を位置汎用仮名とする。《下に書かない「古」—上下を分けず書く「こ」》という趣旨であったと考えられる。悦目抄と和歌大綱とでは、この箇所でコの仮名について記述が脱落している。脱落には、「①ニの仮名」での誤認識が影響している。具体的には、「①ニの仮名」で(1)「ニ」を「こ」と誤認識したこと、(2)誤認識によって生じた「こ」に対立する同音仮名が必要になるという規範意識によって、誤類推によって「こ—古」の対立に修正したことによって、この箇所でコの仮名の記述が不要になったと考えられる。

⑬ テの仮名

和歌三重之大事では、同字母異体の「天一て」を対立させているが、記述に揺れがある。[2]では、「天」を非語頭仮名、「て」を位置汎用仮名とする。一方、[3]では、「天」を語頭仮名、「て」を位置汎用仮名とする。なお、[1]は「て」を非語頭仮名にも位置汎用仮名にもしているため疑問が残る。本来、《上に書かない「天」—上下を分けず書く「て」》という趣旨であったと考えられる。悦目抄と和歌大綱とでは、和歌三重之大事と同様に、「天一て」を対立させている伝本と、「く一て」を対立させている伝本とに二分される。「く一て」という別音の仮名の対立は、字形の類似によって「天」→「く」という誤認識から生じたと考えられる。

⑭ アの仮名

和歌三重之大事では、「阿—あ」を対立させ、「阿」を語頭仮名、「あ」を位置汎用仮名とする。本来、《下に書かない「阿」—上下を分けず書く「あ」》という趣旨であったと考えられる。悦目抄と和歌大綱とでは、和歌三重之大事と同様に、「阿—あ」を対立させる。

⑮ サの仮名

和歌三重之大事では、「佐—さ」を対立させ、「佐」を語頭仮名、「さ」を位置汎用仮名とする。本来、《下に書かない「佐」—上下を分けず書く「さ」》という趣旨であったと考えられる。悦目抄と和歌大綱とでは、和歌三重之

大事と同様に、「佐一さ」を対立させる。ただし、位置についての記述に揺れが見られ、「佐」を非語頭仮名とする伝本もある。

* キの仮名

和歌三重之大事の〔3〕の伝本では、「⑮サの仮名」と「⑯ミの仮名」との間に、キの仮名についての記述が見られる。〔3〕は、同字母異体の「幾一き」を対立させ、「幾」を語頭仮名、「き」を位置汎用仮名とする。《下に書かない「幾」—上下を分けず書く「き」》という趣旨であるが、和歌三重之大事のほかの伝本でも見られず、また悦目抄以降にも見られない。このことから、何らかの理由で〔3〕の伝本でだけ書き加えられた可能性が高い。

⑯ ミの仮名

和歌三重之大事では、「み一三」を対立させ、「み」を語頭仮名、「三」を位置汎用仮名とする。本来、《下に書かない「み」—上下を分けず書く「三」》であったと考えられる。悦目抄では、〔8〕〔9〕〔24〕〔25〕〔27〕の伝本で、「み一三」の対立を継承するが、「見」が非語頭仮名として加わっている。その他の悦目抄では、「み一見」を対立させ、「み」を語頭仮名、「見」を非語頭仮名として、両仮名の明確な使い分け意識（棲み分け意識）を示している。和歌大綱では、悦目抄の一部の伝本と同様に、「み一見」の対立・使い分けが見られる。

⑰ シの仮名

和歌三重之大事では、〔1〕〔2〕で「志一し」を対立させ、〔3〕で「新一し」を対立させる。「志」「新」は語頭仮名、「し」は「位置汎用仮名」とされる。本来、《下に書かない「志」または「新」—上下を分けず書く「し」》という趣旨であったと考えられる。ただし、「志」と「新」とどちらが本来の記述であったかは詳らかではない。悦目抄では、和歌三重之大事とは大きく異なり、〔8〕〔9〕〔19〕〔24〕〔25〕〔27〕の伝本で、「志一新・し」を対立させ、「志」を語頭仮名、「新」「し」を位置汎用仮名とする。その

ほかの悦目抄と和歌大綱では、語頭仮名「志」についての記載を欠いていて、「新」「し」だけが掲げられる。しかも、「新」「し」は共に位置汎用仮名とされていて、両仮名の使い分けを示す記述にはなっていない。また、悦目抄の[18]では、「志」は、字形の類似から「𠂔」と誤認識されている。

なお、後継書の和字大観鈔、一步、新撰仮名文字遣では、「志—し」を対立させ、「志」を語頭仮名、「し」を非語頭仮名として、両仮名の明確な使い分け意識（棲み分け意識）を示している。

⑱ モの仮名

和歌三重之大事は、同字母異体の「も a—も b」を対立させるが、記述に揺れが見られる。[1]は、「も a」を位置汎用仮名、「も b」を非語頭仮名とする。[2]は、「も a」を非語頭仮名、「も b」を位置汎用仮名とする。[3]は、「も a」を語頭仮名、「も b」を位置汎用仮名とする。本来、「も a」と「も b」とのどちらが非語頭仮名であったのかは詳らかではない。悦目抄と和歌大綱とでは、和歌三重之大事と同様に、同字母異体の「も a—も b」の対立が継承されている。位置については、「も a」を非語頭仮名、「も b」を位置汎用仮名とするものが多い。悦目抄[18][25]では、位置汎用仮名「裳」が加わり、「も a—も b・裳」の対立となっている。

7. 記述の変化の原因

「位置による仮名の使い分け」について本稿で設定した課題のうち、《(1) 本来の記述はどのようなものだったか》、《(2) 記述がどのように変化したのか》については、前節で個別に記した。ここでは、再度《(2) 記述がどのように変化したのか》について整理した上で、《(3) 記述の変化の原因は何であったか》について述べる。

7.1. 仮名字形の誤認識

書写の段階で字形の誤認識が生じていると考えられるのは、次の文字で、別音の仮名を発生させている事例が多数見られる。

◇誤認識の結果、同音の仮名となったもの

尔→丹， 尔→耳， 遍↔邊

◇誤認識の結果、別音の仮名となったもの

二→こ， 尔→古， 本→を， と→く→具， 可→も・よ
ん→与・者， 与・者→無， 天→く

7.2. 誤類推による修正（誤類推修正）

書写の段階で「対立する同音の仮名が必要である」という規範意識が働いた結果、誤類推による修正がなされた形跡が見られるのは、次の仮名の対立の組合せである。

「こ—尔」→「こ—古」， 「と—く」→「く a—く b」，

「か—よ」→「与—よ」， 「む—与・者」→「む—無」

転写の段階での規範意識による誤類推修正の事例を見ると、伝本の記述に整合性があったとしても、必ずしも古態とは言えないことに注意しなければならぬことが分かる。

7.3. 同字母異体の対立

同字母異体の記載について、その流れを示すと表1のようになる。

和歌三重之大事では、「可 a—可 b」，「な a—な b」，「天—て」，「幾—き」，「も a—も b」をそれぞれ対立させ、位置による使い分けに差があるとする記述がある。しかし、いずれの場合も伝本間に記述の揺れが見られる（そのため表中では△印にしている）。一方、「そ a・そ b」は、「そ a」も「そ b」も位置汎用仮名とするので対立とは言えず、この場合は伝本間に記述の揺れは見られない。また、「ほ a—ほ b」，「と a—と b」，「(与)—(よ)」，

表1 同字母異体の記載の流れ

	同字母異字形 の組合せ	和歌三重	悦目抄	和歌大綱
②ホの仮名	ほ a—ほ b		○ → ○	
④トの仮名	と a—と b		○ → ○	
⑤カの仮名	可 a—可 b	△ → ○		
	(与)—(よ)		○	
⑥タの仮名	多 a・多 b			○
⑦ソの仮名	そ a・そ b	○ → ○		
	そ a—そ b		○	
⑨ナの仮名	な a—な b	△ → ○ → ○		
⑬テの仮名	天—て	△ → ○ → ○		
*キの仮名	幾—き	△		
⑱モの仮名	も a—も b	△ → ○ → ○		

注：同字母異体の組合せの、「—」は前後の仮名に「位置による使い分け」がある場合を示し、「・」は前後の仮名に「位置による使い分け」がない場合を示す。

「そ a—そ b」の対立は、和歌三重之大事には見られず、悦目抄から見られる。「多 a—多 b」は、和歌大綱から見られる。

和歌三重之大事では、同字母異体の仮名の位置による使い分けを確定的に読み取ることはできない。和歌三重之大事では、同字母異体の仮名の位置による使い分けを示す記述があっても、伝本間で揺れが見られる。このことは、和歌三重之大事において、既にその個所に何らかの誤認をしていることが想定される。つまり、同字母異体の対立は、「位置による仮名の使い分け」のオリジナルには存在しなかった可能性が考えられる。

7.4. 同音の仮名の明確な使い分け意識（棲み分け意識）

「⑱ミの仮名」では、悦目抄の一部の伝本において、語頭仮名「み」—非

語頭仮名「見」とする記述が見られる。また、⑰シの仮名では、後継書において、語頭仮名「志」—非語頭仮名「し」とする記述が見られる。ともに、同音の仮名についての明確な使い分け意識（棲み分け意識）を記述しているのであるが、こうした記述は和歌三重之大事には見られず、転写を重ねる中で修正された結果であると考えられる。

7.5. 誤認識や誤類推修正の裏にある根本的な原因

仮名⁵⁾は、漢字を草体化して簡略化したものである。簡略化した字形は相互に類似しやすくなり、誤認識が生じやすくなるので、単字では、読み取りが極めて不安定になる。仮名によって語や句を表記した場合は、仮名は前後（上下）の文字と連結して文字列を構成し、それが読者既知の語の情報と結び付くことによって読み取られやすくなる。しかし、「位置による仮名の使い分け」では、《説明内容の性質上、仮名を単字で掲示せざるを得ない》ために、字形の誤認識は起きるべくして起きたと言える。「位置による仮名の使い分け」の記述は、仮名の権威化であるにもかかわらず、仮名の弱点を隠さず露呈させてしまっているのである。

8. まとめ

以上では、「位置による仮名の使い分け」について、悦目抄とその前後の書との比較によって、（1）本来の記述の状態の推定を行い、（2）記述の変化の様子を個別的に概観した。さらに次のことを指摘した。

1. 仮名字形の誤認識によって、別音の仮名を発生させている事例が多数見られること
2. 誤類推による修正（誤類推修正）が見られるため、伝本に記述に整合性があることは、必ずしも古態とは言えないこと
3. 同字母異体の対立は、「位置による仮名の使い分け」のオリジナ

ルには存在しなかった可能性が考えられること

4. 同音の仮名の明確な使い分け意識（棲み分け意識）は、和歌三重之大事には見られず、転写を重ねる中で修正された結果と考えられること
5. 誤認識や誤類推修正の裏にある根本的な原因は、仮名を単字で掲示したことにあり、「位置による仮名の使い分け」の記述は仮名の弱点を図らずも露呈させてしまっていること

本調査によって、「位置による仮名の使い分け」の本来の記述の姿と変化の過程がある程度判明した。しかし、これは、使い分け意識の問題であって実態ではない。今後は、実態との比較・対照の作業が残されている。

付表「位置による仮名の使い分け対照表」

凡 例

1. 資料番号について

資料に付した [1]～[30] の番号は、本稿第5節に一覧した資料の番号と対応している。

2. 仮名の見出しについて

- (1) 平仮名と同字母の仮名は、原則として平仮名で示した。
- (2) 平仮名と異字母の仮名は、字母に相当する漢字で示した。
- (3) 同字母異体を区別する場合には、アルファベットを後置した。
〔例：と a, と b〕
- (4) 同字母同体でも、区別する必要がある場合は、数字を後置した。
〔例：登 a, 登 b〕
- (5) 誤認識の結果であると判断した仮名は、() で囲んだ。

3. 表中の記載について

- (1) 誤認識の結果であると判断した文字は、破線の枠で囲んだ。
- (2) 傍記は、実線の枠で囲んだ。
- (3) 傍記の異本注記によって使用位置の解釈が異なる場合は、異本注記の指示する位置に「イ」と記した。

	I. 和歌三重之大事													II. 悦目抄																		
	[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	[6]	[7]	[8]	[9]	[10]	[11]	[12]	[13]	[14]	[15]	[16]	[17]	[18]	[19]	[20]	[21]	[22]	[23]	[24]	[25]	[26]	[27]	[28]	[29]	[30]		
	平家物語 [11-14]	平家物語 [15-18]	平家物語 [19-22]	平家物語 [23-26]	平家物語 [27-30]	平家物語 [31-34]	平家物語 [35-38]	平家物語 [39-42]	平家物語 [43-46]	平家物語 [47-50]	平家物語 [51-54]	平家物語 [55-58]	平家物語 [59-62]	平家物語 [63-66]	平家物語 [67-70]	平家物語 [71-74]	平家物語 [75-78]	平家物語 [79-82]	平家物語 [83-86]	平家物語 [87-90]	平家物語 [91-94]	平家物語 [95-98]	平家物語 [99-102]	平家物語 [103-106]	平家物語 [107-110]	平家物語 [111-114]	平家物語 [115-118]	平家物語 [119-122]	平家物語 [123-126]	平家物語 [127-130]		
もb	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も
もa	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も
表																																

	III. 悦目抄													IV. 和歌大綱																		
	[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	[6]	[7]	[8]	[9]	[10]	[11]	[12]	[13]	[14]	[15]	[16]	[17]	[18]	[19]	[20]	[21]	[22]	[23]	[24]	[25]	[26]	[27]	[28]	[29]	[30]		
	平家物語 [11-14]	平家物語 [15-18]	平家物語 [19-22]	平家物語 [23-26]	平家物語 [27-30]	平家物語 [31-34]	平家物語 [35-38]	平家物語 [39-42]	平家物語 [43-46]	平家物語 [47-50]	平家物語 [51-54]	平家物語 [55-58]	平家物語 [59-62]	平家物語 [63-66]	平家物語 [67-70]	平家物語 [71-74]	平家物語 [75-78]	平家物語 [79-82]	平家物語 [83-86]	平家物語 [87-90]	平家物語 [91-94]	平家物語 [95-98]	平家物語 [99-102]	平家物語 [103-106]	平家物語 [107-110]	平家物語 [111-114]	平家物語 [115-118]	平家物語 [119-122]	平家物語 [123-126]	平家物語 [127-130]		
もb	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も
もa	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も	も
表																																

参考文献

宇野 義方 (1986) 「異体がなの使い分け」『松村明教授古稀記念 国語研究論集』, 明治書院

遠藤 和夫 (2002) 『定家仮名遣の研究』, 笠間書院

遠藤 邦基 (2008) 「仮名遣書と読み癖—仮名遣書に於ける「～読み」の意味」

『国文学』92, 関西大学国文学会

今野 真二 (2001) 『仮名表記論考』, 清文堂

佐佐木信綱 (1942) 『日本歌学大系』第4巻, 文明社

佐佐木広綱・佐佐木信綱 (1891) 『日本歌学全書』第12編, 博文館

三輪 正胤 (1990a) 「『悦目抄』系歌論の成立をめぐる(1)」『国語国文』59-7, 京都大学

三輪 正胤 (1990b) 「『悦目抄』系歌論の成立をめぐる(2)」『国語国文』59-8, 京都大学

矢田 勉 (2012) 『国語文字・表記史の研究』, 汲古書院〔当該箇所は「異体がな使い分けの衰退—トの仮名の場合」『山口明穂教授還暦記念国語学論集』, 1996年刊が初出〕

典拠資料

- ・『悦目抄』〔正保2年整板本, 架蔵〕
- ・『さらし名の記』〔文化10年写本, 伊地知鉄男文庫〕
早稲田大学「古典籍総合データベース」
(http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/html/bunko20/bunko20_00286/index.html)
- ・その他の和歌三重之事・悦目抄・和歌大綱
国文学研究資料館「所蔵和古書・マイクロ/デジタル目録データベース」

(<http://base1.nijl.ac.jp/~wakosyo/>)

- ・『和字大観鈔』[寛政7年整板本, 架蔵]
- ・『一步』(勉誠社文庫126), 勉誠社, 1985年 [延保4年整板本, 亀井孝氏蔵]
- ・『新撰仮名文字遣』, 汲古書院, 1981年 [寛文13年写本, 国会図書館亀田文庫]

注

- 1) 例えば, 矢田 (2012) は, 「と a」の使用位置についての言説が, 『新撰仮名文字遣』と『悦目抄』とで正反対であることに関連して, 「そのいずれがより実態に即したものであるかは。以下に示す実資料の調査結果によって自ずと明らかになるであろう」(364ページ) とし, 『悦目抄』等の記述を実体と分けて扱う。
- 2) 宇野 (1986) は, 「位置による仮名の使い分け」の掲載書を次のように分類する。
 - 一、和歌の書き方に関して, 『和歌大綱』, 『悦目抄』, 『一步』, 『男重宝記』
 - 二、書札の書き方に関して, 『玉章秘伝抄』, 『宗五大艸紙』, 『女房筆法』
 - 三、仮名文字の使い方に関して, 『新撰仮名文字遣』, 『和字大観抄』
- 3) 遠藤 (2002) は, 『悦目抄』の「上にかゝざるこ 下にかゝざる古 又上下をきらはずかく事もあり」という記述について, 「本来は「上にかゝざるニ」とあったはずであるが, 「ニ」の字体が「こ」に似ていたために「上にかゝざるこ」と写し誤り, その縁にひかれて, 「下にかゝざる古 又上下をきらはずかく事もあり」としなければならなくなって, 今見るような本文が出現したものであろう。そうでなければ, 「大かたかきたがへてあしかるべきかなの事」の順序が, およそイロハ順に並んでいるのに, 何故に「に」の前に「こ」が挿入されねばならないのかが説明つかない」(285～286ページ) と指摘する。
- 4) 「つ」と「川」とは同字母という考え方が一般的であるが, 悦目抄等では同一視されていないようである。
- 5) ここでの「仮名」は, 毛筆等で記され, 時には連綿を行うものを指す。近代以降の活字や, 現代の平仮名までは含まない。

本研究はJSPS 科研費25370525 (基盤研究 (C)「中世日本語仮名表記システムの解明」)の助成を受けたものです。